

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県松本市

## 公表日

令和4年4月28日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳に関する事務を行う。上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 身体障害者手帳交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 身体障害者手帳の氏名変更、住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 身体障害者手帳の返還に関する事務 身体障害者手帳の再交付に関する事務 身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務
システムの名称	障がい者福祉システム 福祉系宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の11の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	情報提供の根拠 1 番号法 第19条第7号 別表第二 10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の各項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9,11,12,12の2,14,20,21,22,27,28,29,30,31,42,43の4,53,55,59の2の各条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部障がい福祉課
所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部障がい福祉課 [〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3212]
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課 [〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3212]

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	身体障害者手帳交付申請に関する事務 身体障害者手帳の氏名・住所等の変更に関する事務	身体障害者手帳交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 身体障害者手帳の氏名変更、住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事前	令和3年4月1日に松本市は中核市に移行する。 長野県から移譲される身体障害者手帳の認定審査事務に係るシステム改修を実施する。
令和2年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携実施の有無	実施しない	実施する	事前	中核市移行による
令和2年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠		情報提供の根拠 1 番号法 第19条の7 別表第二 10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の各項目 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務官令で定める事務及び情報を定める命令 第9,11,12,12の2,14,20,21,22,27,28,29,30,31,42,43の4,53,55,59の2の各条	事前	中核市移行による
令和2年12月18日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年3月22日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 部署 所属用の役職名	部署 健康福祉部障害福祉課 所属長の役職名 障害福祉課長	部署 健康福祉部障がい福祉課 所属長の役職名 障がい福祉課長	事後	組織名称変更による修正
令和4年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	組織名称変更による修正
令和4年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	組織名称変更による修正